

福島県緊急雇用創出基金事業（子育て支援関係団体データベース作成業務） 公 募 実 施 要 領

1 目的

子育て支援関係団体の現在の状況把握を行うため、データベース作成を行う事業を行う。
この事業を実施するため、業務の企画を公募し、実施を委託するものである。

2 業務委託者

福島県（事業成果物等は、福島県（以下「県」という。）に帰属する。）

3 委託業務

- (1) 子育て支援関係団体のデータ収集（現在公開しているふくしまエンゼルネットにある「みなくる」(<http://www.pref.fukushima.jp/angelnet/minakuru/index.html>) の情報を基礎とする。調査票の作成、発送、收受、取り纏めを行う。）
- (2) 子育て支援関係団体の業務内容のコラム作成（現地取材に基づく。10件程度。）
- (3) 子育て支援関係団体ホームページ公開用データ作成
- (4) 実施結果の報告
- (5) その他、上記業務に付随して、県が必要と認める業務

4 委託内容

- (1) 福島県緊急雇用創出基金事業「子育て支援関係団体データベース作成業務」委託契約書（案）及び福島県緊急雇用創出基金事業「子育て支援関係団体データベース作成業務」委託仕様書（案）のとおりとする。
- (2) 条件
事業費に占める人件費の割合を7割以上とし、かつ事業に従事する労働者の内、新規雇用の失業者の割合を4分の3以上とする。
- (3) 執務場所
県との連絡の関係上、執務場所を福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡に置くこととする。
なお、県が執務状況の現地確認を随時行うこととする。

5 応募資格

- 次の要件をすべて満たし、かつ、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡に事業所を有する団体とする。なお、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡に事業所を有する団体を主体として、複数の団体と共同で応募することも可とする。
- (1) 本事業の趣旨や目的にそった事業実施ができる団体であること。法人格の有無は問わない。
 - (2) 規約等を持ち、総会や理事会等で団体の意思決定ができ、財産管理の方法が明確であること。
 - (3) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
 - (4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体等でないこと。

6 応募受付

- (1) 応募期限
平成21年5月15日（金）まで
- (2) 応募方法
所定の応募書類を、提出先まで持参、又は郵送（5月15日の消印まで有効）のいずれかの方法で受け付ける。
- (3) 応募書類（書類は返却しない。）
 - ア 福島県緊急雇用創出基金事業（子育て支援関係団体データベース作成業務）企画提案書（様式第1号）
 - イ 見積書（人件費と物件費について、明細を記載したもの。人件費の計算根拠があるもの。）
 - ウ 3（1）の調査票の案
 - エ 3（3）の公開用ホームページ案
 - オ 団体に関する調書（様式第2号）
 - カ 定款または寄附行為

- キ 直近の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書
- (4) 応募書類の提出先
〒960-8670 (住所不要)
福島県保健福祉部子育て支援課
電話 024-521-7198
FAX 024-521-7747
HP <http://www.pref.fukushima.jp/angelnet/>

7 受託者の選定

- (1) 選定方法
公募により提出された企画提案書等に基づき、県において審査を行う。
なお、必要に応じて応募団体からのヒアリングを審査に加えることができる。
- (2) 審査基準
- ア 雇用創出にかかる事項
人件費率及び新規雇用の失業者の割合
新規雇用の失業者の待遇
労働者の能力向上支援
 - イ 経費節減にかかる事項
全体事業費
人件費以外の節減策
団体の業務との相乗効果
 - ウ 団体にかかる事項
過去の事業実績
直近の事業報告書の内容
直近の財産目録、貸借対照表及び収支計算書の内容
 - エ 実施体制にかかる事項
団体の業務との相乗効果
事業計画(タイムスケジュール)
執務室の状況
 - オ 実施内容にかかる事項
調査票案、公開用ホームページ案の企画内容
コラム作成の企画内容
「みなくる」掲載団体以外の団体を把握、掲載する工夫
- (3) 審査結果
審査結果については、応募のあった全ての団体に通知する。
なお、審査の内容は公表しないこととする。

8 委託契約

県は、前条の審査により決定した実施団体(受託者)と、次の各項を踏まえた委託契約を締結する。
委託期間は、契約の日から、9ヶ月未満の期間とする。

9 委託料の支払

委託料は、原則として委託事業が完了し、県が履行を確認した上で支払う。
ただし、業務の遂行上必要がある場合は、概算払いを行うことができる。

10 その他

- (1) 応募にあたっての費用は、各応募者の負担とする。
(2) 応募された企画提案に関して、著作権などの問題が生じた場合は、県は責任を負わない。
(3) 次の場合は失格とする。
ア 応募資格を満たさなくなった場合又は応募資格を満たさないことが判明した場合
イ 応募書類や企画提案の内容に虚偽のあることが判明した場合
(4) この要領にない事項が発生した場合は、県と受託者で協議して決めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月14日から施行する。